

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業

(単位:円)

No.	実施計画No.	事業名称					担当課
2	2	住民税均等割のみ課税世帯生活支援特別給付金支給事業【物価高騰対策給付金】					ひと・くらし支援課
総事業費	財源内訳						
	臨時交付金	国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財	一般財源	
249,597,234	249,597,234					0	
事業期間	R6.1.17～R6.8.31						
目的	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して、給付金による経済的な支援を行うことを目的とする。						
実施内容	対象世帯に対し1世帯10万円を支給 【対象世帯】 ・住民税均等割のみ課税者で構成される世帯、または住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成される世帯。 (課税者の扶養親族のみからなる世帯は除く)						
効果	対象世帯の方から「生活が苦しかったので助かる」等の声が寄せられ、物価高騰の影響を受けやすい世帯への支援が実施できた。						
写真	①別府市 生活支援特別給付金 (住民税均等割のみ課税世帯分) (10万円/1世帯) - 生活支援特別給付金は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する新たな給付金です。 - 給付金を支給するためには、支給手続(裏面)が必要です。 給付金の支給額 給付金の支給時期 1世帯当たり 10万円 別府市が確認書を受理した日からおおむね3週間後を予定しております。 ※ 本給付金は差し押さえが止まらずに、世帯の状況により異なります。 支給対象者(①～③の要件を満たす世帯の世帯主) 基準日(令和5年12月1日)において、 ① 市町村民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯でないこと。 ※ 課税されている者の扶養親族等であるかどうかは、令和5年度分の市町村民税における取扱い(令和4年12月31日の現況)で判定します。 【支給の対象外となる例】 親(課税者)に扶養されている学生(均等割のみ課税者)の單身世帯主(課税者)に扶養されている同居(均等割のみ課税者と非課税者)の世帯 【例外】DV等調査や令和5年1月1日から基準日までの間に、扶養者(課税者)との関係、死別などがあつた被扶養者については、元配偶者や親族等に「扶養されていない者」として判定します。 ② 令和5年度分の市町村民税所得割が課税される所得(令和4年度中の所得)があるにもかかわらず、市町村民税の申告をしていない者が世帯の中にいないこと。 ③ 別府市及び他の市区町村で同様の趣旨の給付金(非課税世帯向けの給付金を含む)の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではないこと。 ※ 確認書は、基準日における住民基本台帳に記録された世帯主に送付しております。 支給手続は裏面へ 給付金の支給手続 次の項目を確認し、「確認書」を別府市に返送してください。 ☐ 「確認書」に記載された支給口座に誤りがないか。 ☐ 支給対象者の要件(裏面)を満たしているか。 ※要件を満たしている場合のみ、「確認書」の確認欄に印を入れてください。 ☐ 「確認書」に連絡先電話番号の記入漏れがないか。 ☐ 「確認書」に受取口座を記入しているか(必要な添付書類に漏れがないか)。 代理確認(支給) - 受給権者本人による確認(支給)が困難な場合は、代理人による確認(支給)が可能です。代理人確認(支給)ができる方の確認と確認(支給)の際に必要な書類は以下のとおりです。 (1) 支給対象者の属する世帯の世帯主 添付が必要な書類 ・本人と代理人の本人確認書類 (2) 法定代理人(成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人など) 添付が必要な書類 ・代理人の本人確認書類 ・法定代理人を証する書類の写し (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者(受給権者が入所している老人福祉施設、児童養護施設・乳児院等又は知的・精神障害者施設の場合等) 添付が必要な書類 ・代理人の本人確認書類 ・代理人が施設の職員であることを証する書類の写し(職員証の写し等) ！ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください！ 自宅や職場などに田・畑・町・市・区・町・村(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、直ぐの警察署又は警察相談専用電話(☎9110)にご連絡ください。 お問い合わせ 生活支援特別給付金(住民税均等割のみ課税世帯分) 別府市専用コールセンター ☎ 0120-097-751 受付時間: 9:00～17:00(平日) ※詳しくは、別府市ホームページもご覧ください。						